

お客様への重要なお知らせ

平成 22 年 8 月改訂
関東混合機工業（株）

平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、弊社が 1994 年（平成 6 年）まで製造しておりました縦型ミキサーにつきまして、東京労働局より労働災害の防止・機械の安全確保を図る上での問題点、及びそれに対する改善措置を講ずる必要がある旨の指導が御座いました。

つきましては、お客様には現状でのご使用に伴う危険性へのご理解と、安全対策装置取付けへのご協力を賜りますよう御願ひ申し上げます。

記

1. 対象製品：1995 年（平成 7 年）以前に製造された、安全ガードが装備されていない全ての縦型ミキサー
2. 指導の内容：
労働安全衛生法第 43 条第 1 号及び、労働安全衛生規則第 25 条第 1～2 項に基づく措置が講じられていない点について、機械メーカーとしてユーザーへ周知させ、安全対策装置の取付けを促すこと。

* 労働安全衛生法第 43 条：動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝達部分、もしくは調速部分に厚生労働省令で定める防護の為の措置が施されていない物は、譲渡し、貸与し、又は譲渡もしくは貸与の目的で転じしてはならない。
* 労働安全衛生規則第 25 条：上記 43 条の厚生労働省令で定める防護の為の措置は、次の通りとする。
一 作動部分上の突起物については、埋頭型とし、又は覆いを設けること。
二 動力伝達部分又は調速部分については、覆い又は囲いを設けること。
3. 弊社からの御願ひ：
安心してミキサーをご使用いただくために、安全ガードの取付けをお願い致します。
取付けに関しましては弊社までご相談下さい。

以上